

福祉医療（医療費助成）制度について

福祉係

福祉医療制度は、医療機関や薬局等の窓口で支払った医療費等のうち、保険適用になった自己負担分の一部について町が助成する制度です。

次の表に該当する方は、資格が取得できる場合があります。資格認定を受けておらず該当すると思われる場合は、福祉係の窓口でご相談ください。

区 分	対 象 者	所 得 制 限	
		本 人	扶養義務者等
乳 幼 児	出生から就学前	な	し
児 童	小学生から高校生	な	し
障害のある方	身障手帳1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身障手帳3級	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
	65歳以上 国民年金法施行令別表該当 精神保健福祉手帳		
母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童		児童扶養手当準拠	

■ 福祉医療費給付金の対象範囲

医療機関等の窓口では通常どおり自己負担分のお支払いをいただきますが、後日、口座振込みで医療費等の一部が町から給付金として支払われます。ただし、給付金は受給者負担金と高額療養費、附加給付金を除いた額となります。

県内受診の場合…受診の際、「福祉医療費受給者証」を提示してください。町への申請手続は必要ありません。

県外受診の場合…保険点数が明記された領収書をお持ちになり福祉係の窓口で申請をしてください。

※その他、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です。申請手続に必要な書類等はお問い合わせください。

現在、受給者証をお持ちの方へ（福祉医療費受給者証の更新について）

受給者証の有効期間は、基本的に1年であり、毎年8月1日に更新されます。資格判定を行い、引き続き受給資格対象となる方には7月中に新しい受給者証をお送りします。（※「乳幼児・児童」は除きます。）

こちら 地域包括支援センターです!

福祉係

チャレンジ・介護予防!! **なぜ** 介護予防が必要なのでしょうか?

特に足腰の不調もないのに何故元気うちから介護予防に取り組む必要があるのでしょうか?

その理由は、介護が必要になる前に予防することができ、生涯にわたり自分らしく生活していくことができるからです。高齢者が介護を必要とする原因は、高齢による衰弱や転倒・骨折、膝や股関節等の関節疾患など、生活機能の低下によるものが多くみられます。その割合は加齢とともに増える傾向にあります。

これらは元気うちから早期に取り組めば予防できるものです。また、現在介護や支援が必要な方も、介護予防に取り組むことで、状態の悪化を防ぐことができます。まずは、加齢に伴う老化のサインをチェックしよう!

- ① 最近よくつまずくようになった。
- ② 家の中や外出先で転んでしまった。
- ③ 外出の機会が減ってきた。

元気にはつらつと過すためにも、老化のサインに早く気づき、自分にあった介護予防の方法を見つけましょう。次号から、具体的な取り組みを紹介します。



地域包括支援センター・福祉係 有線4503（直通）